

答 申 第 8 3 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 6 年 6 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

〇〇〇〇〇〇〇〇担当者名については、条例第7条第2号に該当する個人が識別される情報であるが、あくまでも法人の一従業員としての氏名であり、当該個人の私生活にわたる情報ではない。一方、マニフェスト制度は、不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理の防止を目的とするもので、同制度の実効性が確保されることは、人の健康、生活又は環境の保護に大きく資するものである。

マニフェストへの記載が義務付けられている〇〇担当者名を含め開示する公益と、開示により侵害される個人の権利利益を比較衡量した結果、公益を保護することの必要性が私権を上回り、〇〇〇〇〇〇〇〇担当者名は、条例第7条第2号ただし書きに該当するものであると判断した。

さらに、平成23年6月14日付け三重県情報公開審査会答申第367号においても、「マニフェスト制度については、個別の関係性ではなく、制度の趣旨・目的から判断して、一般的な判断で行うべき」との見解が示されていることから、本決定は妥当である。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人に関する情報）本文の該当性について

本件対象公文書は、特定の事業者が交付したマニフェストの写しであり、当該マニフェストに記載された〇〇担当者の氏名を開示することとした実施機関の決定について、審査請求が提起されているものである。

これらの情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかであり、本号本文に該当する。

(4) 条例第7条第2号（個人に関する情報）ただし書口の該当性について

条例第7条第2号ただし書口は、個人識別情報であっても「公益上公にすることが必要であると認められるもの」については公開の対象となる旨規定している。この規定は、個人識別情報であっても、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、条例第7条第2号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

本件マニフェストに記載された〇〇担当者の氏名は、特定の個人を識別させることとなる情報そのものであるが、〇〇担当者の氏名を開示することにより判明するのは、特定法人の一従業員であることや、当該個人が当該法人の事業活動に関与していることである。

一方で、産業廃棄物は、それらが不適切に処理された場合、環境汚染のほか、県民等の健康・生活等への影響や財産的価値の毀損等、地域的・時間的に非常に広範で、かつ深刻な悪影響を及ぼす可能性が認められる。産業廃棄物処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）で各事業者の責任等を厳格に定めてはいるものの、その事業の一般的性質上、各事業者の運営状況等によっては、県民等の健康・生活等や自然環境等に重大な影響を及ぼす危険性があることを否定することができない。

このことから、産業廃棄物一般について、その一連の処理状況をマニフェストにより検証することは、廃掃法の目的に資するものであり、高い公益性を認めることができる。また、廃掃法及び同法施行規則の規定から、マニフェストにおいて〇〇受託者等の事業者名だけでなく、各担当者名の記載まで求められているのは、当該個人本人がその業務を行ったことを書類上真正なものとして示すことで、産業廃棄物の排出から処分までの一連の過程における不適正処理を防止し、産業廃棄物の適正処理の実効性を確保しようとしているからと解される。したがって、マニフェストにおいて産業廃棄物が適正に処理されたかを検証しようとする場合、事業者名だけでは足りず、〇〇〇〇〇〇〇各担当者の氏名についても、その検証において必要不可欠な情報であるといえる。

また、審査請求人は〇〇担当者の氏名が開示されることにより、現在勤務先に対して行われている嫌がらせが個人にも及ぶおそれがある旨主張しているが、当審査会では、その点につき判断することは困難であると言わざるを得ない。

以上のように、マニフェストについては、廃掃法及びマニフェスト制度の趣旨や制

定経緯、産業廃棄物処理業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、〇〇担当者の氏名も含めて開示することによる公益と、開示により侵害される個人の権利利益とを比較衡量した場合、なお公益を保護することの必要性が侵害される個人の権利利益を上回ると判断せざるを得ず、条例第7条第2号ただし書口に該当し、開示すべきものと考えるのが相当である。

(5) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------|--|
| R 6 . 3 . 1 | ・ 諮問書及び弁明書の受理 |
| R 6 . 3 . 1 2 | ・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理 |
| R 6 . 4 . 1 1 | ・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認 |
| R 6 . 5 . 2 2 | ・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 6 年度第 2 回第 2 部会) |
| R 6 . 6 . 1 9 | ・ 審議 ・ 答申 (令和 6 年度第 3 回第 2 部会) |

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|----------------------|---------|---------------|
| ※会 長 (第二部会部会長) | 片 山 眞 洋 | 三重弁護士会推薦弁護士 |
| 会長職務代理者 (第一部会部会長) | 川 本 一 子 | 弁護士 |
| 委 員 | 須 川 忠 輝 | 三重大学人文学部准教授 |
| 委 員 | 仲 西 磨 佑 | 司法書士 |
| 委 員 | 三 田 泰 雅 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| ※委 員 | 小 川 友 香 | 税理士 |
| ※委 員 | 名 島 利 喜 | 三重大学人文学部教授 |
| ※委 員 | 山 崎 美 幸 | 百五総合研究所 主任研究員 |

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。